

広報たちかわ「市民伝言板」掲載基準

立川市広報プロモーション課広報広聴係
令和7年4月1日

■種別と掲載内容

1. 会員募集

市民団体等(*1)がその本来の活動のために行う会員の募集を目的とする記事。

2. まちのお知らせ

- (1) 市民団体等(*1)が行う催しを紹介する記事。
- (2) 福祉団体等(*2)が主催する市内で行う(*3)公益的な事業(*4)を紹介する記事。

*1 市民団体等とは、次のすべてに該当する団体とします。

- ・市内で活動している5人以上の団体である
- ・会員の半数以上が市内在住・在勤・在学者で、さらにその半数以上が市内在住者である
- ・申し込み先・問い合わせ先が市内である

*2 福祉団体等とは、次のすべてに該当する団体とします。

- ・福祉の向上に寄与することを目的とする団体である
 - ・営利を目的としていない団体である
 - ・官公署等ではない
 - －官公署等は、「官公署・その他」への掲載希望として受け付けます。
 - －官公署等からの委託事業について受託事業者から依頼があった場合も、官公署等とみなします。
 - －公益法人は、原則として「官公署・その他」への掲載希望として受け付けます。
- ただし、「まちのお知らせ」への掲載希望があり（掲載の前例がある場合も含む）、かつ後述の公益性があると判断できる場合には、「まちのお知らせ」への掲載希望として受け付めます。

※福祉団体等として掲載可能な団体の種類

社会的支援活動団体、学校(学校法人)、病院（医療法人）、介護施設、財団法人、社団法人、社会福祉法人、職業訓練法人、NPO法人、事業者団体、事業組合

*3 市内で行う事業には、「電話相談」等の市内から利用できる事業を含みます。

*4 公益的な事業とは、次のすべてに該当する事業とします。

- ・市の施策の推進に寄与する事業である
(介護福祉士の資格講座のような市の施策に合致する講座は掲載する)
- ・参加者の福祉の向上に寄与する事業である
(個人の趣味的な分野の技術・知識などの向上を目的としたいわゆる「教室」的な内容は該当しない)
- ・不特定多数に開かれている事業である
- ・営利や売名を目的としない事業である
(事業自体は無料でも、営業や宣伝に結びついているものは掲載しない)

■掲載優先順位

- ・掲載優先順位は①まちのお知らせ、②会員募集の順とします。

【まちのお知らせ】掲載希望号の2か月前までに申し込み(必着)のあったもの。2か月前の日が土・日曜や祝・休日の場合は翌営業日を期限とします。期限までに申し込みのあったものを掲載します。

【会員募集】受付順に掲載します。(掲載号の希望は受け付けません)

■掲載できないもの

1. 公序良俗に反するもの。
2. 政治・宗教・営利活動に関するもの。
次に該当する場合は営利活動と判断します。
 - ・講師自身が会費を集めて行うもの
 - ・会費等が同種のものに比べて顕著に高額のもの
 - ・同種の内容で経営されている教室・施設等の経営者や講師等が団体の運営に携わっている場合
 - ・同種の内容で経営されている教室や講座と同時開催しているもの
3. 年度中の掲載申込受付回数が2回を超えるもの。
 - ・会員募集、まちのお知らせ、それぞれ2回ずつまで掲載申込できます
4. 市民伝言板欄に同一団体が2号続けての掲載となるもの。
 - ・会員募集が載った次の号にまちのお知らせを載せること(またはその逆)はできません。
5. 受付期限を過ぎてから申し込みのあったもの。ただし、広報プロモーション課長が受付期限の延長を判断した場合は、その延長した期限を過ぎてから申し込みのあったものと読み替える。
6. そのほか、広報プロモーション課長が掲載しないと判断したもの。